

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業上岡田地区外3地区団地整備工事

質 問 事 項	整理番号	1 3 0 5 1 0 1 0 1
	回	答
上水道管敷設工事における「管材費」は、全額が経費の対象となると考えてよろしいでしょうか。もしくは、1/2の金額が共通仮設費（率分）及び現場管理費の対象となるのでしょうか。		上水道管敷設工事における管材料費は、全額を共通仮設費及び現場管理費の率分対象として積算しています。
鉄くずは、全間接費の経費対象外となると考えてよろしいでしょうか。		鉄くずは、スクラップとして直接工事費にてマイナス計上し、減額後の直接工事費を対象額として、間接工事費の率分を積算しています。
積算上の稼働率または供用割増係数についてご教示ください。		本工事においては、適正な稼働率を計上のうえ、積算してください。
道路工事関係（舗装切断、舗装掘削、アスファルト舗装、路盤工）の日当り施工量は、「施工箇所が点在する場合の補正」がされているのでしょうか。		日当たり施工量の補正は適用していません。
各地区の水道工事も設計書が分かれています。水道工事も1つの工事として間接費を積算するかと考えてよろしいでしょうか。		各地区の団地整備工事と上水道管敷設工事を1つの工事として、間接工事費を積算しています。
以下の設計上の日数等についてご教示ください。 上岡田地区団地整備 ① ダンプカー泥落装置賃料日数（内2号） ② 水替工日数 ③ 軽量鋼矢板等賃料日数（内16号） ④ 軽量鋼矢板等賃料日数（内17号） ⑤ 建込簡易土留め等賃料日数（内18） ⑥ 交通誘導員の延べ人数 上岡田地区水道工事 ⑦ 軽量鋼矢板・支保材賃料日数（内4号） ⑧ 通水試験日数		本工事において必要な日数等を計上のうえ、積算してください。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業上岡田地区外3地区団地整備工事

整理番号	
130510101	
質 問 事 項	回 答
以下の設計上の日数等についてご教示ください。 南福室地区団地整備 ① ダンプカー泥落装置賃料日数 (内1号) ② 水替工日数 ③ 軽量鋼矢板等賃料日数 (内6号) ④ 軽量鋼矢板等賃料日数 (内7号) ⑤ 交通誘導員の延べ人数 南福室地区水道工事 ⑥ 軽量鋼矢板・支保材賃料日数 (内4号) ⑦ 通水試験日数	本工事において必要な日数等を計上のうえ、積算してください。
以下の設計上の日数等についてご教示ください。 七郷地区団地整備 ① ダンプカー泥落装置賃料日数 (内1号) ② 水替工日数 ③ 軽量鋼矢板等賃料日数 (内4号) ④ 軽量鋼矢板等賃料日数 (内6号) ⑤ 交通誘導員の延べ人数 七郷地区水道工事 ⑥ 通水試験日数	本工事において必要な日数等を計上のうえ、積算してください。
以下の設計上の日数等についてご教示ください。 六郷地区団地整備 ① ダンプカー泥落装置賃料日数 (内1号) ② 水替工日数 ③ 鋼材賃料日数 (内6号) ④ 交通誘導員の延べ人数 七郷地区水道工事 ⑤ 通水試験日数 残土受入地工事 ⑥ 交通誘導員の延べ人数	本工事において必要な日数等を計上のうえ、積算してください。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 東部地域防災集団移転促進事業上岡田地区外3地区団地整備工事

質 問 事 項	回 答
残土受入地の立入防止柵は、木杭・鉄線によるものと考えてよろしいでしょうか。	整理番号 130510101 宮城県土木部の土木工事標準積算基準書（平成24年10月1日以降適用）IV-2-①-29の「2. 立入防止柵」に記載の施工歩掛を採用していますので、木杭・鉄線となります。
仮排水路工の暗渠排水管は、シングル管またはダブル管のどちらで計画されているのでしょうか。	上岡田地区、六郷地区はシングル構造で積算しています。 七郷地区はダブル構造で積算しています。
大型土のう工は、製作・据付まででしょうか。もしくは撤去まででしょうか。	製作・据付まで計上しており、撤去については残土掘削積み込みとして積算しています。土のう袋の処理については、契約後、別途協議いたします。
組立マンホール4号設置工および5号設置工の歩掛を公表していただけますか。	見積りによる歩掛を採用しており、歩掛は提示していません。
南福室：図番15/100の擁壁工の平面的な位置をご教示願います。	図番18/109「道路計画平面図(2)」に記載のとおりです。
南福室：図番29/100、30/100の平面的な位置をご教示願います。図番92/100は図番30/100と整合しているようですが、図番29/100が不明です。	図番29/109については、図番91/109「上水道管計画平面図(1)」、図番92/109「上水道管計画平面図(2)」に記載のとおりです。
七郷：図番36/116に擁壁下部に地盤改良断面図が記載されていますが、施工予定場所は図番43/116に示された部分だけでしょうか。	図番36/116に示した以外に、施工箇所は図番43/116になります。なお、図番39/126、40/116、42/116の擁壁展開図も参照願います。
開発行為における部分完了とは、都市計画法36条工事完了検査(検査済書の交付)のことでしょうか。単なる、工事の完了でしょうか。	特記仕様書(上岡田地区外3地区団地整備工事)第7章3. 開発行為に関する工事完了検査に記載のとおりです。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。